

第11回帯広市農業委員会議事録

- 1 開催日 令和2年4月28日(火)
- 2 開催時間 午後1時30分開会 午後3時07分閉会
- 3 開催場所 帯広市役所10階 第6会議室
- 4 出席委員 26名
 - 1番 兒玉 康英
 - 2番 吉田 宏一
 - 3番 小倉 豊
 - 4番 堀口 宏敏
 - 5番 荒川 満雄
 - 6番 松金 栄治
 - 7番 廣瀬 智美
 - 8番 中村 博志
 - 9番 尾関 健一
 - 10番 野原 幸治
 - 11番 丸谷 友姫
 - 12番 合歓垣 利隆
 - 13番 岩城 利寛
 - 14番 森 和裕
 - 15番 飯田 祐一
 - 16番 梶川 毅
 - 17番 山崎 博之
 - 18番 深田 敬吾
 - 19番 濱野 敏夫
 - 20番 石崎 一彦
 - 21番 吉田 利彦
 - 22番 廣瀬 文彦
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
 - 25番 中村 正信
 - 26番 中谷 敏明
- 5 欠席委員 なし
- 6 議事録署名委員
 - 23番 石川 俊浩
 - 24番 室崎 公一
- 7 議 事
 - (1) 報告第1号 農業委員会事務について
 - (2) 報告第2号 現況証明書発行等に関する専決処分について
 - (3) 報告第3号 農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立について
 - (4) 議案第1号 農地等の権利移動許可申請に対する決定について
 - (5) 議案第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見について
 - (6) 議案第3号 農地の転用許可申請に対する決定について
 - (7) 議案第4号 農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について
 - (8) 議案第5号 農用地利用集積計画の案の決定について
- 8 傍聴人 なし
- 9 事務局出席職員
 - 事務局長 河本 伸一 事務局次長 滝沢 仁
 - 農地係長 佐々木 正人 農地係主任 水野 晴基
 - 農地係専門員 木原 一広 農地係主任補 堀田 泰蔵
 - 農地係係員 船曳 百音

事務局 議長	ご起立願います。礼。ご着席ください。
議長	ただいまより、第11回帯広市農業委員会を開会いたします。
中谷 会長	(会長より、近況を含め挨拶)
議長	議事に先立ち、4月1日付け人事異動についての報告がございます。 事務局より願います。
事務局 議長	(事務局職員の人事異動に関する報告)
議長	ありがとうございました。 それでは、令和2年度農林水産業費予算概要について、 昨年10月に米沢市長へ提出しました「令和2年度帯広市農業振興予算に関する要望」の対応状況とあわせて説明をいただきたいと思います。 事務局より願います。
事務局 議長	(令和2年度農政部関連予算および要望への対応についての説明)
議長	以上、令和2年度農林水産業費予算概要および要望への対応状況について説明をいただきましたが、委員の皆さんからご質問等ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	特に無いようですので、以上で終了とさせていただきます。
議長	それでは議事に入ります。 初めに、本日の委員会の会期についてお諮りいたします。 会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(委員)	(なし)
議長	ご異議が無いようですので、会期は本日1日限りと決定いたしました。 次に、事務局から諸般の報告を申し上げます。
事務局 議長	報告いたします。 本日の出席委員は26名、全員です。 本日の議事は、開催要領3.次第にあるとおり、報告が3件、議案が5件、協議が1件、その他が2件でございます。
議長	(配布資料の確認) 報告は以上でございます。 次に、帯広市農業委員会会議規則により、議事録署名委員を指名いたします。 本日の議事録署名委員には、23番 石川委員、24番 室崎委員を指名いたしますのでよろしく願います。

		<p>それでは、報告案件に入ります。</p> <p>報告第1号「農業委員会事務について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(滝沢次長)		<p>農業委員会の主要事務の処理概要及び活動等について、次のとおり報告します。</p> <p>(報告第1号について、前回総会以降の農業委員会事務処理概要等の朗読・説明)</p>
議 長		<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		<p>(なし)</p>
議 長		<p>特に無いようですので、報告第1号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第2号「現況証明書発行等に関する専決処分について」、</p> <p>まず、3月分の調査結果について、中村正信調査委員長より報告をお願いします。</p>
中村正信調査委員長		<p>3月24日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番56から60の5件に</p> <p>ついて現地調査を行い、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>以上で、3月分の報告を終わります。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、4月分の調査結果について、山崎調査委員長よりお願いいたします。</p>
山崎調査委員長		<p>4月10日の調査ですが、報告第2号現況証明の附番1から3の3件について現地</p> <p>調査を行い、非農地であることを確認いたしました。</p> <p>また、農地法第5条の転用許可に係る完了の確認については、附番1の1件</p> <p>を現地調査を行い、工事が完了していることを確認いたしました。</p> <p>さらに、農地法第5条の一時転用許可に係る完了の確認については、附番1の1件</p> <p>を現地調査を行い、農地として復元完了していることを確認いたしました。</p> <p>以上で、4月分の報告を終わります。</p>
議 長		<p>ありがとうございました。</p> <p>以上、両調査委員長より報告がありましたが、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		<p>(なし)</p>
議 長		<p>特に無いようですので、報告第2号はこれで終わります。</p> <p>次に、報告第3号「農地等のあっせん委員の指名に係る専決処分及びあっせん成立</p> <p>について」、事務局より説明願います。</p>
事務局(佐々木係長)		<p>帯広市農業委員会事務委任規程第2条の規定に基づき、農地等のあっせん委員の</p> <p>指名について次のように専決処分し、あっせんが次のとおり成立したので報告します。</p> <p>(報告第3号、附番9のあっせん委員指名に係る専決処分及びあっせんによる売買</p> <p>の成立1件について朗読・説明)</p>
議 長		<p>ただいまの報告について、ご質問等ございませんか。</p>
(委 員)		<p>(なし)</p>

議	長	特に無いようですので、報告第3号はこれで終わります。 以上で、報告案件はすべて終了いたしました。
議	長	これより議案の審議に入ります。 議案第1号「農地等の権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(佐々木係長)		農地法第3条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。 (議案第1号、附番1のあっせんによる売買1件、附番2、4の賃貸借2件、附番3の使用貸借権設定1件について、調査書に基づき朗読・説明) 以上附番1から4までの4件につきましては、農地法第3条第2項の各号に規定されている「許可できない要件」のいずれにも該当しないものと考えます。
議	長	それでは、まずは地区担当委員の意見を伺います。 附番2について、石川委員よりお願いいたします。
石川委員		附番2について、意見を申し上げます。借主は、地域で営農を行っている認定農業者であり、申請農地の周辺で営農を行う農業者です。これまでも周辺農地の利用に支障が生じるような営農はしていないことから、全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議	長	ありがとうございました。 つづいて附番4について、深田委員よりお願いします。
深田委員		附番4について、意見を申し上げます。借主は、農業協同組合であり、今回取得しようとする農地においては、抵抗性作物の試験栽培を行おうとするものであり、また、周辺との意思疎通も十分に行われていることから全部利用要件や地域調和要件についても問題はないと考えます。
議	長	ありがとうございました。 それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。
(委員)		(なし)
議	長	ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。 次に議案第2号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見について」を議題といたします。 議案の内容について、事務局より説明願います。
事務局(堀田主任補)		農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域整備計画の変更の申し出について、意見を求めます。

(議案第2号、「1. 農業就業育成・確保施設整備計画」附番3、4の農家住宅整備計画2件、「2. 農用地利用計画」附番1から2の農業用施設用地への用途変更2件、その他(後継者住宅)への用途変更2件、「3. 農地転用計画」附番1から2の農業用施設の建設のための農地転用2件、附番3、4の後継者住宅の建設のための農地転用2件について、調査書に基づき朗読・説明)

議長

それでは議案第2号について、地区担当委員の意見を伺います。

「2. 農用地利用計画」附番1及び「3. 農地転用計画」附番1について
室崎委員 お願いいたします。

室崎委員

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番1及び農地転用計画附番1です。申請者は畑作農家です。近年、ビートの育苗のために設置した農業用ハウスが、大雨や風雪の影響で痛みが激しく、保温効果の減少により、育苗作業に大幅な遅延が生じるようになりました。また、作付面積の拡大により、既存施設では手狭となりました。

今回、これらの状況を解消するために、既存の育苗施設の規模を拡大し、建設するものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。次に「2. 農用地利用計画」附番2及び「3. 農地転用計画」附番2について、石川委員 お願いいたします。

石川委員

それでは意見を申し上げます。農用地利用計画附番2及び農地転用計画附番2です。

申請者は畑作酪農複合農家です。現在、農機具を収納する格納庫が少ないため、野外に放置するしかなく、錆により農機具の耐用年数が短くなっております。また、収穫物を保管するコンテナを分散して保管しているため、作業効率が悪く、農協等への出荷に多くの時間を掛けている状況です。これらの課題を解決するために、農機具格納庫の建設およびコンテナ置き場の造成を計画したものです。

既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長

ありがとうございました。次に「1. 農業就業者育成・確保施設整備計画」附番3、4及び「2. 農用地利用計画」附番3、4並びに「3. 農地転用計画」附番3、4について吉田宏一委員 お願いいたします。

吉田宏一委員

それでは意見を申し上げます。農業就業者育成・確保施設整備計画附番3、農用地利用計画附番3及び農地転用計画附番3です。申請者は現在は清川団地にて仮住まいし実家に通勤している状況です。農業経営を引き継ぐにあたり、農地がある実家に戻る必要が出てきました。しかし、現在両親が居住する住宅に申請者家族も同居するには手狭であることから、農家住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

続いて、農業就業者育成・確保施設整備計画附番4、農用地利用計画附番4及び農地転用計画附番4です。申請者は現在は祖父及び両親と一緒に住んでいますが、農業経営を引き継ぐにあたり、将来に向けた独立を考慮して農家住宅の建設を計画したものです。既設敷地内には余地が無く、周辺農地や周辺環境には影響はないと思われるので、申請地を転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは当該計画の変更についてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、本件は当該計画の変更にも異議の無い旨、帯広市長へ回答することといたします。

次に、議案第3号「農地の転用許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補) 農地法第4条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第3号、附番1の農業用施設用地のための農地転用1件について、調査書に基づき朗読・説明)

議長 それでは議案第3号について、地区担当委員の意見を伺います。

附番1について、室崎委員よりお願いいたします。

室崎委員 それでは意見を申し上げます。附番1ですが、議案第2号農用地利用計画附番1及び農地転用計画附番1で説明したとおり、申請地を育苗施設に転用することはやむを得ないものと考えます。

議長 ありがとうございます。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員) (なし)

議長 ご異議が無いようですので、申請どおり承認することと決定いたしました。

次に、議案第4号「農地等の転用に係る権利移動許可申請に対する決定について」を議題といたします。

議案の内容について、事務局より説明願います。

事務局(堀田主任補) 農地法第5条の規定による次の許可申請に対する可否について、決定を求めます。

(議案第4号、附番1の農業用施設建設1件、附番2、3の後継者住宅建設2件、附番4の砂利採取1件の農地等転用に係る使用貸借権について、調査書に基づき朗読・説明)

なお、転用許可基準につきましては、いずれも農地法第5条の各要件に合致していることを確認しております。説明は以上です。

議 長	<p>それでは議案第4号について、地区担当委員の意見を伺います。</p> <p>附番1について、石川委員、お願いいたします。</p>
石 川 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。附番1ですが、議案第2号農用地利用計画附番2及び農地転用計画附番2で説明したとおり、申請地を農機具格納庫及びコンテナ置き場に転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に附番2、3について、吉田宏一委員、お願いいたします。</p>
吉 田 宏 一 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。附番2ですが、議案第2号 農業就業者育成・確保施設整備計画附番3、農用地利用計画附番3 及び 農地転用計画附番3で説明したとおり、申請地を農家住宅に転用することはことはやむを得ないものと考えます。</p> <p>続いて、附番3ですが、議案第2号 農業就業者育成・確保施設整備計画附番4、農用地利用計画附番4 及び 農地転用計画附番4で説明したとおり、申請地を農家住宅に転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。次に附番4について、尾関委員、お願いいたします。</p>
尾 関 委 員	<p>それでは意見を申し上げます。附番4です。申請地は起伏があり、砂利層もあるため農耕に支障をきたしていることから、砂利を採取し、採取跡地に土を搬入し埋め戻し整地することにより農耕適地にするものです。この農地を一時転用することはやむを得ないものと考えます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。それでは審議に入ります。ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。</p>
(委 員)	<p>(なし)</p>
議 長	<p>ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。</p> <p>なお、転用面積が30aを超えている附番4につきましては、北海道農業会議の常設審議委員会へ諮問することといたします。</p> <p>次に、議案第5号「農用地利用集積計画の案の決定について」を議題といたします。議案の内容について、事務局より説明願います。</p>
事務局(佐々木係長)	<p>農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、次の農用地利用集積計画の案について決定を求めます。</p> <p>(議案第5号、一般分 附番1から6の賃貸借権の設定6件、附番7から8の使用貸借権の設定2件について、調査書に基づき朗読・説明。)</p> <p>以上につきましては、農用地の効率的利用や農作業の常時従事など農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしているものと考えます。</p>
議 長	<p>それでは議案第5号について審議に入りますが、附番6については尾関委員が関係しておりますので、帯広市農業委員会会議規則第16条「議事参与の制限」の規定に基づき、ここで一時退席していただきます。</p>

【尾関委員退席】

議 長

それでは附番6について審議を行います。

ただいまの説明・意見に対するご質問、あるいは申請どおり許可することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、申請どおり許可することと決定いたしました。

【尾関委員着席】

議 長

引き続き、附番6を除く7件について審議を行います。事務局からの説明に対するご質問、あるいは原案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご異議が無いようですので、本案件は原案のとおり決定いたしました。

以上で、議案の審議は全て終了いたしました。

続いて「協議」に入ります。

「農業委員会活動令和元年度点検評価及び令和2年度活動計画（案）」

について、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

(「農業委員会活動令和元年度点検評価及び令和2年度活動計画（案）」についての説明)

議 長

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご質問等が無いようですので、このように了承願います。

続いて「その他」に入ります。

「農用地利用集積計画（利用権の設定等）の手続き」及び

「農地利用等の意向調査集計結果」について、事務局より説明願います。

事務局(水野主任)

(「農用地利用集積計画（利用権の設定等）の手続き」「農地利用等の意向調査集計結果」についての説明)

議 長

ただいまの説明について、ご質問等ございませんか。

(委 員)

(なし)

議 長

ご質問等が無いようですので、これで終わります。

予定されていた案件は以上となりますが、他に、委員の皆さんから何かございませんでしょうか。

吉田宏一委員

一つお伺いします。6月2日の全国農業委員会会長大会は実施されるのでしょうか？

事務局(水野主任)

農業会議より、今回は中止との連絡を受けております。

議 長

他にご質問等がありましたでしょうか。

合 歡 垣 委 員

先ほどの農地利用等の意向調査集計結果に戻るのですが、全体の18%の方が相手が見つけれないという回答が出ています。これに対して、どのように説明していくのか、どこに連絡したらよいのか、恐らく農業委員会事務局に連絡するような形だと思いますが、早急な対応が必要だと思っておりますが、いかがお考えでしょうか。

事務局(水野主任)

まだ検討段階ですが、例えば相手を見つけれないと答えた方へそれぞれの委員で対応するというより、こういう回答をした方に対してこう対応するというような、ある程度のガイドラインを作ればと考えております。早急なというご意見を頂きましたが、想定問答に沿った、ある程度一律の対応をお願いしたいと思っておりますので、今しばらくお時間を頂ければと思います。

合 歡 垣 委 員

せっかくこのような結果が出ているわけですから、お待ちくださいということではなく、早急に対応していくのが本筋ではないかと思っております。この回答を見ると、本当に困っている方もいるかと思っております。例えば、こういった農地があれば農業委員会へ連絡してください、というような色付きで見やすいパンフレットを全戸配布するとか、まず事務局に電話を頂けるような形で周知をしたほうが良いのではと考えます。よろしく願いいたします。

議 長

きめ細かな対応をお願いしたいとの合歡垣委員からのお話ですが、いかがでしょうか

事務局(滝沢次長)

今の合歡垣委員のご意見につきまして、お答えいたします。先日の六役会議でもご意見を頂きましたが、私どもといたしましては、帯広市内にいる所有者につきましては、農業委員の皆様方のお力もありますので対応できるかと思っておりますが、今回調査を行いました方々には、本州方面にいらっしゃる方もおります。その方々には農業委員の皆様のお力も及ばない場合もあるかと思っております。そこで、我々農業委員会のホームページもございますので、帯広市に農地をお持ちで本州や地方にお住まいの方が、帯広市農業委員会のホームページを見たときに、農地をどのようにすればよいかという部分をわかりやすく掲載させていただこうかと考えておりますので、お時間を頂ければと思います。また、市内の所有者につきましては、今後とも皆様のご協力を頂きたいと思っております。

合 歡 垣 委 員

今、ホームページ等というお話をされましたが、皆さんがネット環境があるという考え方で発言かと思っておりますが、皆さんがあるとは限らないため、通知等を送付してはどうかとお話させて頂いております。私たちの年代まではネット環境が備わっていると思いますが、70代以上のような上の年代はネットやスマホ、ホームページを見てやるという事は難しいと思います。だから、通知を出したほうが良いのでは、とお話をしております。

事務局 長	<p>今回の調査は、市内だけではなく、市外にお住まいで農地を持っている方にも調査をしておりますが、回答に名前を書いている方、書いていない方がいらっしゃるため、全てどなたが回答したかとなるとわからない部分があります。去年初めてアンケートを実施したところですが、今後は3年に1回、農業委員改選の年に実施することを考えております。その際は必ず農地を持っている方々に調査票を送る予定ですので、合歓垣委員からお話いただきました、分かりやすく、どのように連絡を取れば相談できるのかというものを同封しようかと思っております。当面、そういったパンフレットを送付するとなりますと、費用面もありますことから、検討させて頂きたいと思っております。</p>
合 歓 垣 委 員	<p>わかりました。3年後と言わずに、その間も皆様にも動きがありますので、早急に出していただけたらと思います。全戸の方に相談先を理解して頂ければよいと思います。よろしく願いいたします。</p>
議 長 (委 員)	<p>そのほか、皆様のほうから何かございませんでしょうか。 (なし)</p>
議 長	<p>特に無いようですので、以上で「その他」を終了いたします。</p>
事務局(水野主任)	<p>次に、事務局より連絡事項の説明をお願いします。 (事務局から連絡事項の説明、次回総会日程等)</p>
議 長 (委 員)	<p>ただいまの連絡事項に関して、ご質問はございませんか。 (なし)</p>
議 長	<p>以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。</p>
事務局 長	<p>ご起立願います。お疲れさまでした。</p>